

証券コード 9627

2020年7月9日

株 主 各 位

札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号

株式会社 **アインホールディングス**

代表取締役社長 大 谷 喜 一

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年7月30日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 札幌市中央区北1条西4丁目
札幌グランドホテル 2階「グランドホール」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第51期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ainj.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

新型コロナウイルスへの感染予防のため、本年はお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応のお願い

- ・株主様におかれましては、国内外における新型コロナウイルスの感染拡大の状況ならびに株主様ご自身の健康状態等にご留意のうえ、**本年はご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。**特に、新型コロナウイルスへの感染により重症化が懸念されるご高齢の株主様、基礎疾患をお持ちの株主様、妊娠されている株主様におかれましては、感染回避を最優先としていただきたく、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ご来場される株主様におかれましては、**マスクの着用、消毒液の使用等にご協力をお願い申し上げます。**また、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただき、入場をお控えいただく場合がございます。
- ・株主総会会場内は、座席間隔を充分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、**ご入場を制限させていただく場合がございます。**
- ・新型コロナウイルスへの感染予防のため、**本年はお土産の配布を取りやめさせていただきます。**何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.ainj.co.jp/>) においてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権の行使に関する事項

- (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年7月29日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2020年7月29日（水曜日）午後6時までにインターネットにより議決権を行使してください。
- (3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 当日ご出席される場合
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. 議決権行使コード（ID）及びパスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記 URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2020年7月29日（水曜日）午後6時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使の双方により行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9：00～21：00）

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円 総額1,948,511,620円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年7月31日

第2号議案 取締役12名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（12名）は任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬等諮問委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	候補者属性
1	おお くに き いち 大 谷 喜 一	代表取締役社長	再任
2	さくら い まさ ひと 櫻 井 正 人	代表取締役専務	再任
3	しゅ どう しょう いち 首 藤 正 一	代表取締役専務 開発統括管掌	再任
4	みず しま とし ひで 水 島 利 英	代表取締役専務 運営統括、業務サポート及びデジタル 推進管掌	再任
5	おお いし み や 大 石 美 也	常務取締役 医薬運営統括管掌	再任
6	き めい り え こ 木 明 理 絵 子	取締役 人事管掌	再任
7	あわ じ ひで ひろ 淡 路 英 広	取締役	再任
8	さか い まさ と 酒 井 雅 人	取締役 開発統括本部長 兼 グループ連携部長	再任
9	もり 森 こう 洸	取締役	再任 社外 独立
10	はま だ やす ゆき 濱 田 康 行	取締役	再任 社外 独立
11	えん どう のり こ 遠 藤 典 子	取締役	再任 社外 独立
12	い どう じゅん ろう 伊 藤 順 朗	取締役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おお 谷 喜 一 (1951年7月19日)	1977年2月 杏林製薬株式会社入社 1980年7月 株式会社オータニ（現当社）代表取締役社長 1981年11月 株式会社第一臨床検査センター（旭川市、現当社）設立、取締役 1983年7月 同社代表取締役社長 1985年5月 当社常務取締役 1988年5月 当社代表取締役社長（現任）	3,238,400株
2	さくら い まさ ひと 櫻井 正人 (1949年8月23日)	1972年4月 厚生省（現厚生労働省）入省 1987年4月 医薬品副作用被害救済基金事業部管理課長 1996年7月 環境庁（現環境省）大気保全局企画課長 1998年7月 東海北陸地方医務局長 2001年1月 厚生省退官 2001年2月 国民健康保険中央会常務理事 2008年10月 当社顧問 2009年7月 当社専務取締役 2015年11月 当社代表取締役専務（現任）	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	しゅ どう しょう いち 首 藤 正 一 (1959年11月16日)	1982年3月 株式会社第一臨床検査センター（旭 川市、現当社）入社 1991年5月 当社経営企画室長 1994年6月 株式会社アインメディカルシステムズ （現当社）取締役管理本部長 2000年2月 当社医薬事業部関西営業部長 2000年7月 当社取締役 2003年5月 当社常務取締役 2004年5月 当社医薬事業部長 2012年5月 当社専務取締役 2015年11月 当社代表取締役専務、開発統括管掌 （現任） 2020年5月 一般社団法人日本保険薬局協会（N P h A）会長（現任）	9,500株
4	みず しま とし ひで 水 島 利 英 (1960年3月10日)	1982年4月 エスエス製薬株式会社入社 1986年4月 株式会社オータニ（現当社）入社 2000年5月 当社物販事業部ドラッグストア部長 2000年7月 当社取締役 2001年2月 当社物販事業部長 2003年5月 当社常務取締役 2012年5月 当社専務取締役、管理本部長 2012年11月 株式会社ホールセールスターズ 代表取締役社長（現任） 2015年11月 当社代表取締役専務（現任） 運営統括及び業務サポート管掌 2018年7月 当社運営統括、業務サポート及びI T統括管掌 2020年5月 当社運営統括、業務サポート及びデ ジタル推進管掌（現任）	27,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	おお いし み や 大石美也 (1960年8月7日)	1990年9月 有限会社共栄堂入社 1993年7月 株式会社ダイチク取締役(現任) 2007年5月 同社常務取締役 2008年7月 同社代表取締役社長 2011年4月 株式会社アインメディカルシステムズ (現当社) 代表取締役副社長 2012年2月 同社代表取締役社長 2012年7月 当社取締役、医薬事業部副事業部長 2014年7月 当社常務取締役(現任) 2015年11月 当社運営統括本部長 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役社長(現任) 2019年5月 当社医薬運営統括管掌(現任)	5,000株
6	き めい り え こ 木明理絵子 (1962年2月26日)	1986年4月 株式会社ダイエー入社 1995年12月 株式会社第一臨床検査センター(札幌市、現当社)入社 2003年5月 当社物販事業部商品部長 2004年5月 当社管理本部人事部長 2009年5月 当社物販事業部長 兼 商品部長 2009年8月 当社執行役員 2013年5月 当社人事担当執行役員 2014年7月 当社取締役(現任)、人事担当 2015年9月 株式会社アユーララボラトリーズ 代表取締役副社長 2016年7月 同社代表取締役社長(現任) 2018年2月 株式会社アインファーマシーズ 取締役(現任) 2018年7月 当社人事管掌(現任)	6,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	あわ じ ひで ひろ 淡 路 英 広 (1964年1月25日)	1983年12月 株式会社第一臨床検査センター（旭川市、現当社）入社 2000年2月 当社医薬事業部東北営業部長 2000年8月 当社医薬事業部東北支店長 2004年5月 当社医薬事業部北海道支店長 2007年6月 当社医薬事業部東北支店長 2009年8月 当社執行役員 2010年5月 当社医薬事業部西日本統括 2014年7月 当社取締役 2015年11月 当社取締役退任 株式会社アインファーマシーズ 常務取締役、医薬事業部長 兼 西日本統括 2018年5月 同社専務取締役、医薬事業部長 兼 西日本統括（現任） 2018年7月 当社取締役（現任）	4,600株
8	さか い まさ と 酒 井 雅 人 (1969年6月3日)	1995年4月 日清製油株式会社入社 1999年1月 当社入社 2004年5月 当社医薬事業部東北支店長 2006年5月 当社経営企画室長 2011年7月 当社執行役員、医薬事業部首都圏営業本部長 2012年11月 当社医薬事業部首都圏統括 兼 東京支店長 2014年6月 株式会社あさひ調剤 代表取締役社長（現任） 2014年7月 当社取締役 2015年11月 当社取締役退任 2016年12月 株式会社アインファーマシーズ 取締役、医薬事業部東日本統括（現任） 2018年7月 当社取締役（現任） 2019年5月 当社開発統括本部長 2019年8月 当社開発統括本部長 兼 グループ連携部長（現任）	7,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	もり 森 こう 洸 (1947年9月16日)	1971年4月 丸紅株式会社入社 1995年4月 同社有機化学品部長 1999年10月 丸紅泰国会社社長 2002年4月 丸紅株式会社執行役員、化学品部門長 2004年4月 同社常務執行役員 2006年6月 同社代表取締役 専務執行役員 資材、紙パルプ・化学品部門管掌役員 2007年6月 丸紅セーフネット株式会社代表取 締役社長 2012年6月 日本工業検査株式会社代表取締役 社長 2012年7月 当社社外取締役（現任）	一株
10	はま だ やす ゆき 濱 田 康 行 (1948年3月12日)	1991年4月 北海道大学経済学部教授 1997年4月 同大学総長補佐 2003年4月 北海道大学先端科学研究センター 教授（併任） 2004年4月 京都大学経営管理大学院寄附講座 教授（併任） 2010年4月 北海道大学名誉教授 札幌国際大学・札幌国際大学短期大 学部学長 2014年4月 道都大学長・理事長 2014年12月 公益財団法人はまなす財団理事長 （現任） 2015年7月 当社社外取締役（現任）	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
11	えん どう のり こ 遠藤典子 (1968年5月6日)	1994年6月 株式会社ダイヤモンド社入社 2004年4月 国立大学法人九州大学東京事務所 長・ディレクター兼務 2006年3月 株式会社ダイヤモンド社 週刊ダイヤモンド編集部副編集長 2013年9月 国立大学法人東京大学政策・ビジョン 研究センター客員研究員 2015年4月 学校法人慶應義塾大学大学院政策・ メディア研究科特任教授 2016年6月 株式会社N T T ドコモ社外取締役 (現任) 2018年7月 当社社外取締役 (現任) 2019年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 (現任) 株式会社バルクホールディングス 社外取締役 (現任) 2020年4月 学校法人慶應義塾大学グローバル リサーチインスティテュート特任 教授 (現任)	200株
12	い どう じゅん ろう 伊藤順朗 (1958年6月14日)	1990年8月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 入社 2009年5月 株式会社セブン&アイ・ホールディ ングス取締役 (現任) 同社執行役員 事業推進部シニア オフィサー 2011年4月 同社CSR統括部シニアオフィサー 2016年5月 同社グループ関係会社管掌 2016年7月 同社関係会社部シニアオフィサー 2016年12月 同社常務執行役員 (現任)、経営推 進室長 2017年3月 株式会社イトーヨーカ堂取締役 2018年3月 株式会社セブン&アイ・ホールディ ングス 経営推進本部長 (現任) 2019年7月 当社社外取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 森洗、濱田康行、遠藤典子及び伊藤順朗の4氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は森洗、濱田康行、遠藤典子及び伊藤順朗の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
2. 遠藤典子氏の戸籍上の氏名は辻廣典子であります。
3. 4氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- ① 森洗氏
大手商社の経営者としての幅広い知識、経験等を当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営全般に活かしていただくためであります。同氏につきましては、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身等に該当せず、高い独立性と中立性を有していると判断しております。
 - ② 濱田康行氏
これまで、会社の経営に関与した経験はありませんが、学識経験者としての、特に経済・金融分野における専門的知識・経験等を当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営全般に活かしていただくためであります。なお、当社は同氏が教授を務めていた北海道大学に対し寄付を行った実績がありますが、その用途は限定的であり、同氏の研究活動と直接関連するものではないことから、十分に独立性を有していると判断しております。
 - ③ 遠藤典子氏
経済誌編集及び公共政策研究による豊富な知見・経験に加え、国内外の市場調査に関する知識等を有しており、当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営全般に活かしていただくためであります。なお、同氏は当社と顧問契約を締結しておりましたが、2018年5月末をもって顧問契約は終了しており、十分に独立性を有していると判断しております。
 - ④ 伊藤順朗氏
大手小売業の取締役として、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する幅広い知見を有していることに加え、企業体におけるグループ関係会社管掌としての経験等を、当社取締役会での発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営全般に活かしていただくためであります。なお、同氏が2017年3月から2020年2月まで取締役を務めた株式会社イトーヨーカ堂と当社との間には賃貸借取引がありますが、その取引高は僅少であることから、相互依存度は低く、十分に独立性を有していると判断しております。
4. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 森洗、濱田康行、遠藤典子及び伊藤順朗の4氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって、森氏が8年、濱田氏は5年、遠藤氏は2年、伊藤氏は1年となります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	かわ 村 こう 幸 一	常勤監査役	再任
2	い 居 ばやし 林 あきら 彬	社外監査役	再任 社外
3	むら 村 まつ 松 おさむ 修	社外監査役	再任 社外 独立

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	かわむらこういち 川村幸一 (1952年2月17日)	1985年10月 株式会社第一臨床検査センター（札幌市、現当社）入社 1995年5月 当社経理部次長 1997年7月 当社監査役 2000年4月 株式会社アインメディカルシステムズ（現当社）常務取締役、経理部長 2003年5月 当社総務部長 2005年4月 株式会社アインメディカルシステムズ（現当社）監査役 2012年7月 当社常勤監査役（現任）	5,000株
2	いばやしあきら 居林彬 (1944年6月24日)	1968年4月 株式会社北海道銀行入行 1992年6月 同行人事部長 1995年4月 同行釧路支店長 1995年6月 同行取締役、地区営業担当 兼 釧路支店長 1999年6月 同行執行役員 2000年6月 同行常務執行役員、地区営業担当 兼 旭川支店長 2001年6月 同行取締役、執行役員副頭取 2003年6月 同行取締役退任 2003年6月 北海道建物株式会社取締役社長 2005年6月 株式会社北海道銀行監査役 2009年6月 同行監査役退任 2011年6月 株式会社アスビック監査役 2012年7月 当社社外監査役（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	むら まつ おきむ 村 松 修 (1947年10月9日)	1972年4月 野村証券株式会社入社 1994年6月 同社札幌支店長 1996年6月 同社取締役、大阪支店副支店長 1999年1月 野村ファンドネット証券株式会社 社長 2004年11月 野村証券株式会社顧問 2007年4月 株式会社アインメディカルシステムズ (現当社) 社外監査役 2007年10月 野村証券株式会社退職 2011年8月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 代表取締役社長 2012年6月 株式会社あさひ調剤監査役 (現任) 2016年7月 当社社外監査役 (現任) 2018年8月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 会長 (現任)	一株

- (注) 1. 居林彬及び村松修の両氏は、社外監査役候補者であります。
2. 両氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- ① 居林彬氏
金融機関における専門的知識、また、経営者としての経験等を、当社の健全かつ効率的な経営の推進のために活かしていただくためであります。
 - ② 村松修氏
大手証券における専門的知識、また、経営者としての経験等に加え、当社グループでの社外監査役としての実績を、当社の健全かつ効率的な経営の推進のために活かしていただくためであります。
3. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 居林彬及び村松修の両氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって居林氏が8年、村松氏は4年となります。
5. 村松修氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2019年5月1日から
2020年4月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境の改善等により、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況となっております。

このような経済情勢のもと、当社グループは、調剤薬局の新規出店及びM&Aによる事業拡大をはじめ、コスメ&ドラッグストア事業を推進し、グループの事業規模及び収益拡大に努めてまいりました。

ファーマシー事業において、本年4月の調剤報酬改定では、地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価と対物業務から対人業務への構造的な転換を推進することを目的として評価の重点化と適正化が行われました。

当社グループでは、引き続き、「かかりつけ薬剤師・薬局」としての機能を発揮するべく、地域医療連携、お薬手帳等を活用した薬剤に関する情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の強化及びジェネリック医薬品の使用を促進しております。

また、厚生労働省より本年4月10日に発出された「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」の事務連絡に基づき、感染の拡大防止を目的として、調剤薬局全店で特例措置による処方箋の受け入れ準備を整え、電話等による服薬指導を行っております。

営業開発においては、大型薬局の積極的な出店とM&A基準の引き上げに加え、小規模店舗の撤退を出店戦略として見直しを行い、さらなる事業規模の拡大と店舗運営の効率化を推進しております。

当連結会計年度の出店状況は、M&Aを含め、グループ全体で合計20店舗を出店するとともに、店舗運営の見直しにより22店舗を閉店、42店舗を事業譲渡したことで、当社グループにおける薬局総数は1,088店舗となりました。

リテール事業においては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により、厳しい市場環境が続いております。

当社グループでは、このような環境において、コスメ&ドラッグストア「アインズ&トルペ」の大都市圏への継続的な出店に加え、「女性が1時間楽しめるお店」をコンセプトに各店舗に応じた戦略的な売り場づくりを行うとともに、昨年10月1日にリリースした「アインズ&トルペ公式アプリ」により、ポイントカードをアプリ化し、顧客の利便性ならびにサービスの向上を図っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多くの店舗で臨時休業、営業時間短縮を行ったこと等により、2月下旬より大幅に売上高が減少しております。

当連結会計年度の出店状況は、アインズ&トルペ ボーノ相模大野店（神奈川県相模原市）、浅草ROX店（東京都台東区）、ペリエ千葉店（千葉県千葉市）、川崎ゼロゲート店（神奈川県川崎市）、ポールタウン2店（北海道札幌市）、柏モディ店（千葉県柏市）、栄セントラルパーク店（愛知県名古屋市）、大宮アルシェ店（埼玉県さいたま市）、ペリエ海浜幕張店（千葉県千葉市）、BEAUTY FACTORY 横浜ハンマーヘッド店（神奈川県横浜市）、銀座インズ店（東京都中央区）、LINKS UMEDA店（大阪府大阪市）、博多マルイ店（福岡県福岡市）、大丸下関店（山口県下関市）、仙台PARCO2店（宮城県仙台市）の15店舗を出店し、6店舗を閉店したことで、コスメ&ドラッグストア総数は63店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は2,926億1千5百万円（前期比6.2%増）となり、経常利益は168億2千2百万円（同1.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は91億7千9百万円（同1.7%増）となりました。

また、グループ店舗総数は1,151店舗となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、93億5千9百万円であり、その主要なものは次のとおりであります。

- イ. 有形固定資産（店舗設備他） 46億4千8百万円
 ロ. 敷金・保証金 47億1千万円

なお、記載すべき重要な資金調達はありません。

③ 他の会社の株式等の取得またはその他企業再編の状況

当社及び当社連結子会社である株式会社インファーマシーズ及び株式会社西日本ファーマシーは、当連結会計年度において調剤薬局事業会社2社ほか4社を株式取得により子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第48期 (2017年4月期)	第49期 (2018年4月期)	第50期 (2019年4月期)	第51期 (当連結会計年度) (2020年4月期)
売上高 (百万円)	248,110	268,385	275,596	292,615
経常利益 (百万円)	15,080	20,129	16,637	16,822
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,949	10,567	9,029	9,179
1株当たり当期純利益 (円)	250.71	310.08	254.87	259.11
総資産 (百万円)	156,323	183,380	189,021	193,451
純資産 (百万円)	60,178	96,733	103,922	111,003

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を前連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第49期連結会計年度の総資産の金額は組み替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社アインファーマシーズ	100	100.0	調剤薬局及びコスメ&ドラッグストアの経営
株式会社ダイチク	10	100.0	調剤薬局の経営
株式会社あさひ調剤	10	100.0	調剤薬局の経営
株式会社西日本ファーマシー	10	100.0	調剤薬局の経営
株式会社葵調剤	40	100.0	調剤薬局の経営
株式会社コム・メディカル	3	100.0	調剤薬局の経営
土屋薬品株式会社	10	100.0	調剤薬局の経営
株式会社ホールセールスターズ	50	100.0	医薬品等の販売
株式会社メディウエル	208	91.3	医療コンサルティング

- (注) 1. 当社の議決権比率は直接所有比率であります。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社9社を含め、計54社であります。
3. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

② その他

重要な業務提携の状況

相手先	契約内容
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	調剤薬局及びコスメ&ドラッグストア事業における、店舗・販売・商品開発に関する提携契約

(4) 対処すべき課題

ファーマシー事業は、医薬分業のあり方が広く議論されるなか、より質の高い患者サービスの提供を通じ「かかりつけ薬剤師・薬局」としての地域医療貢献が求められており、調剤薬局の役割と責任は更に大きいものとなっています。

当社グループは、「考える薬局プロジェクト」による既存薬局の業務改善、薬剤師の採用・教育研修の充実及び設備投資等による薬局機能の向上、ジェネリック医薬品専門卸である、子会社の株式会社ホールセールスターズを中心としたジェネリック医薬品の使用促進、更には在宅医療への積極的な参画を通じ「かかりつけ薬剤師・薬局」として質の高い医療提供に努めてまいります。

また、新規出店・M&A等による事業規模の拡大を推し進め、スケールメリットを最大限に活用した事業戦略を継続いたします。

リテール事業は、集客力が確実に見込める大都市圏への新規出店を更に加速し、「アイズ&トルペ」のブランド力向上を推進するとともに、収益に関してファーマシー事業と両輪の位置づけとなるべく、拡大のための投資を推進いたします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に際しては、感染の拡大防止策の徹底を最優先事項としたうえで、当社グループが果たすべき調剤業務の継続等の社会的責任をまっとうすべく、事業継続計画書(BCP:Business Continuity Plan)に沿って対応を行っており、今後も緊急事態が発生した際には、BCPに基づいた迅速かつ適切な対応を行ってまいります。

以上のとおり、当社グループは、全社一丸となり株主の皆様のご期待に沿えるよう努力してまいりますので、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年4月30日現在)

① ファーマシー事業部門

医療機関から処方箋を交付された患者に対して、処方箋調剤を行う保険薬局事業

② リテール事業部門

一般消費者に対して、医薬品、化粧品、家庭雑貨等の販売を行うコスメ&ドラッグストア事業

(6) 主要な事業所 (2020年4月30日現在)

当社本社 札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号

当社東京オフィス 東京都渋谷区代々木2丁目1番5号

なお、当社グループ店舗の分布状況（地区及び店舗数）は次のとおりであります。

都道府県別	ファーマシー事業	リテール事業	都道府県別	ファーマシー事業	リテール事業
北海道	101店舗	18店舗	三重県	4店舗	-
青森県	14店舗	-	滋賀県	3店舗	-
岩手県	18店舗	-	京都府	29店舗	-
宮城県	46店舗	2店舗	大阪府	59店舗	3店舗
秋田県	10店舗	-	兵庫県	30店舗	-
山形県	43店舗	-	奈良県	3店舗	-
福島県	38店舗	-	和歌山県	2店舗	-
茨城県	71店舗	-	鳥取県	11店舗	-
栃木県	12店舗	1店舗	島根県	4店舗	-
群馬県	14店舗	-	岡山県	6店舗	-
埼玉県	82店舗	5店舗	広島県	12店舗	-
千葉県	32店舗	3店舗	山口県	5店舗	1店舗
東京都	93店舗	20店舗	徳島県	5店舗	-
神奈川県	40店舗	7店舗	香川県	32店舗	-
新潟県	53店舗	-	愛媛県	5店舗	-
富山県	18店舗	-	高知県	11店舗	-
石川県	4店舗	-	福岡県	9店舗	1店舗
福井県	3店舗	-	長崎県	5店舗	-
山梨県	2店舗	-	熊本県	3店舗	-
長野県	53店舗	-	大分県	5店舗	-
岐阜県	4店舗	-	宮崎県	3店舗	-
静岡県	50店舗	-	鹿児島県	1店舗	-
愛知県	24店舗	2店舗	沖縄県	16店舗	-
			合計	1,088店舗	63店舗

(7) 従業員の状況 (2020年4月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
ファーマシー事業	7,376 (1,523) 名	1,110 (71) 名
リテール事業	674 (1,479) 名	164 (998) 名
全社 (共通)	356 (43) 名	△530 (△141) 名
合計	8,406 (3,045) 名	744 (928) 名

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社 (共通)」の従業員数が前連結会計年度と比べて530名減少した主な理由は、当連結会計年度より出向社員を「ファーマシー事業」の従業員として集計したためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
151 (31) 名	8 (6) 名	40.7歳	10.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年4月30日現在)

主要な借入先はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年4月30日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 44,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 35,428,212株 |
| ③ 株主数 | 7,238名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
大 谷 喜 一	3,238	9.14
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	2,750	7.76
株 式 会 社 北 洋 銀 行	1,758	4.96
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 丸 紅 口	1,594	4.50
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	1,472	4.15
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,232	3.48
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,175	3.32
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N 1 4 0 0 4 4	633	1.79
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N 1 4 0 0 4 1	630	1.78
農 林 中 央 金 庫	600	1.69

- (注) 1. 持株比率は自己株式(728株)を控除して計算しております。
2. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口の所有株式は、丸紅株式会社が退職給付信託として拠出したものであります。
3. 2020年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(訂正報告書)において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者5社が2019年10月28日現在で2,555千株(株式保有割合7.21%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年4月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 谷 喜 一	
代表取締役専務	櫻 井 正 人	
代表取締役専務	首 藤 正 一	開発統括管掌
代表取締役専務	水 島 利 英	運営統括、業務サポート及びIT統括管掌
常 務 取 締 役	大 石 美 也	医薬運営統括管掌 株式会社インファーマシーズ代表取締役社長
取 締 役	木 明 理 絵 子	人事管掌 株式会社アユーララボラトリーズ代表取締役社長
取 締 役	淡 路 英 広	株式会社インファーマシーズ専務取締役 医薬事業部長 兼 西日本統括
取 締 役	酒 井 雅 人	株式会社あさひ調剤代表取締役社長 株式会社インファーマシーズ取締役 医薬事業部東日本統括
取 締 役	森 洸	
取 締 役	濱 田 康 行	公益財団法人はまなす財団理事長
取 締 役	遠 藤 典 子	学校法人慶應義塾大学グローバルリサーチ インスティテュート特任教授 株式会社NTTドコモ社外取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社バルクホールディングス社外取締役
取 締 役	伊 藤 順 朗	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 取締役 常務執行役員 経営推進本部長
常 勤 監 査 役	川 村 幸 一	
監 査 役	居 林 彬	
監 査 役	村 松 修	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ会長 株式会社あさひ調剤監査役

- (注) 1. 取締役森洸、濱田康行、遠藤典子及び伊藤順朗の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役居林彬及び村松修の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役川村幸一氏は、当社の総務部長として2003年5月から2012年5月まで在職し、また、2000年4月から2003年4月まで株式会社インメディカルシステムズの経理部長、2005年4月から2012年7月までは同社の監査役として、決算手続、財務諸表の作成または監査業務等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役遠藤典子氏は、2020年3月31日付で、学校法人慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授を退任しております。
5. 2019年7月30日をもって、木村成樹氏は取締役を辞任いたしました。
6. 当社は、取締役森洸、濱田康行、遠藤典子、伊藤順朗及び監査役村松修の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3)	193百万円 (18)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	19 (12)
合 計 (うち社外役員)	12 (5)	213 (30)

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年7月30日開催の第44回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1991年7月30日開催の第22回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額11百万円（取締役6名に対し11百万円、社外取締役及び監査役は該当なし。）が含まれております。
5. 期間対象となる取締役の員数は13名ですが、無支給者が4名いるため支給人数と相違しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役濱田康行氏は公益財団法人はまなす財団理事長を兼務しております。

当社と同財団には特別の関係はありません。

- ・取締役遠藤典子氏は学校法人慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート特任教授、株式会社NTTドコモ社外取締役、阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役及び株式会社バルクホールディングス社外取締役を兼務しております。

当社と同法人及び各社とは特別の関係はありません。

- ・取締役伊藤順朗氏は株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役常務執行役員 経営推進本部長を兼務しております。

株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、当社の大株主であり、同社の子会社である株式会社イトーヨーカ堂と当社子会社は、賃貸借の取引があります。

- ・監査役村松修氏は株式会社エグゼクティブ・パートナーズ会長及び株式会社あさひ調剤監査役を兼務しております。

当社と株式会社エグゼクティブ・パートナーズには特別の関係はありません。株式会社あさひ調剤は当社子会社であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	森 洗	当事業年度開催の取締役会11回のうち8回に出席し、大手商社経営者として、幅広い経験、見識等に基づき、当社の経営戦略その他議案審議等に多角的な立場から適切な発言を行っております。
取締役	濱 田 康 行	当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに出席しております。学識経験者としての、特に経済・金融分野における専門的知識・経験等に基づき、当社の経営戦略その他議案審議等に多角的な立場から適切な発言を行っております。
取締役	遠 藤 典 子	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、経済誌編集及び公共政策研究による豊富な知見・経験に加え、国内外の市場調査に関する知識等に基づき、当社の経営戦略その他議案審議等に多角的な立場から適切な発言を行っております。
取締役	伊 藤 順 朗	2019年7月30日就任以降に開催された取締役会9回のうち8回に出席し、大手小売業におけるE S G（環境・社会・ガバナンス）に関する幅広い知見並びに企業体におけるグループ関係会社管掌としての経験等に基づき、当社の経営戦略その他議案審議等に多角的な立場から適切な発言を行っております。
監査役	居 林 彬	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会各11回の全てに出席しております。 取締役会及び監査役会において、金融機関出身者としての専門的知識、経験から、必要な発言を行っております。
監査役	村 松 修	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会各11回の全てに出席しております。 取締役会及び監査役会において、大手証券出身者としての専門的知識、経験から、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則の定めるところにより、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

- ・当社グループは、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離及び独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行っております。
- ・当社グループの役員及び従業員（以下、「役職員」という）は、グループ行動指針に基づき、法令及び定款等の遵守はもとより、人々の健康に携わる業務に従事していることを常に認識し、良識と倫理観をもった企業活動に努めております。
- ・当社は、当社グループにおける法令、定款及び社内諸規則に適合した職務の執行及びコンプライアンス向上のため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係るグループ全社の管理を行っております。
- ・当社グループは、法令違反その他コンプライアンスに係る問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる、「コンプライアンス ホットライン」を整備しております。
- ・当社グループは、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備しております。
- ・監査役は、独立の機関として内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務の執行を監査しております。
- ・内部監査室は、業務執行組織から独立した視点で、当社グループの役職員の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施しております。
- ・当社グループは、グループ行動指針において、反社会的勢力とは一切の関わりを持たない旨を宣言し、「反社会的勢力対策規程」を定め、警察、顧問弁護士等と連携し組織的に反社会的勢力との関与遮断に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」に従い、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧可能な状態で、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う体制としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」及び「リスクマネジメントガイドライン」を策定し、リスクカテゴリーごとの担当部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
- ・当社は、全社のリスクを統括する部署として総務部リスク管理課を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を統括管理しております。
- ・当社グループのリスク管理の運用状況は、内部監査室が実地監査において遵守状況及び有効性について検査を行っております。
- ・当社は、危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループの「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社グループの全役職員に周知徹底しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社グループの取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」に従い、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って行います。なお、その運営状況は、内部監査室及び監査役会が点検を行う体制としております。
- ・当社は、グループの経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の経営目標及び予算配分等を定めております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、企業集団としての業務の適正を確保するため、各子会社に対し「関係会社管理規程」を適用し、子会社における経営上の重要な意思決定事項（発生事実を含む）等について、当社への定期的な報告を義務づけております。
- ・当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席するグループ経営会議を毎週開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該会議における報告を義務づけております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・当社は、監査役が職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役補助者として適切な者を任命することとしております。
- ⑦ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は、前項の従業員の取締役からの独立性を確保するため、当該従業員の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に報告し意見を求めることとしております。
 - ・当社は、「監査役監査基準」において、監査役補助従業員に対する指揮命令権に関して明記しております。
- ⑧ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制
取締役は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告する体制としております。
内部監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告する体制としております。
監査役は、その職務を遂行するために必要と判断したときは、監査役または従業員に報告を求めることとしております。
 - ・子会社の取締役・監査役等及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
当社グループの役職員は、当社監査役から職務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。
当社グループの役職員は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告を行うこととしております。
内部監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告することとしております。
内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に報告することとしております。

- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理等の請求をしたときは、「監査役監査基準」に基づき、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- 監査役会が、監査役が職務の遂行のために弁護士及び公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社はその費用を負担することとしております。
- 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上することとしております。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役職務の遂行のために、監査役が弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携が必要と判断した場合は、これを求めることとしております。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- イ. コンプライアンスに関する取り組み
- 社内研修や会議体を通じて、従業員に対しコンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- また、外部の委託会社へ直接通報できる、「コンプライアンス ホットライン」の運用を継続しており、定期的に監査役に報告しております。
- ロ. リスクマネジメントに関する取り組み
- 「リスク管理規程」及び「リスクマネジメントガイドライン」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しており、その運用状況を内部監査室の現地監査において検査しております。

ハ. 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を11回開催しており、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行っております。また、社外取締役を継続的に選任することで、監督機能を維持しております。

ニ. 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を11回開催しており、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室の業務執行状況の確認及び公認会計士等の外部専門家と連携することにより、監査の実効性を維持しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として捉え、業績に応じた成果の配分を行うとともに、これを安定的に継続することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期の利益状況と今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株当たり55円の配当を行う予定です。

この結果、配当性向は21.2%（連結）となります。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化、新規出店及び今後の事業展開に備え、これを将来の利益還元に資するために有効活用してまいります。

連結貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	87,802	流動負債	74,700
現金及び預金	46,321	買掛金	47,187
受取手形及び売掛金	13,653	短期借入金	3,642
商 品	15,035	未払法人税等	3,356
貯 蔵 品	286	預 り 金	13,094
短期貸付金	208	賞与引当金	2,338
未収入金	8,997	役員賞与引当金	16
その他の流動資産	3,299	ポイント引当金	463
貸倒引当金	△1	その他の流動負債	4,600
固定資産	105,632	固定負債	7,747
有形固定資産	30,874	長期借入金	2,432
建物及び構築物	16,609	リース債務	154
土 地	10,960	退職給付に係る負債	3,124
建設仮勘定	143	その他の固定負債	2,035
その他の有形固定資産	3,161	負債合計	82,447
無形固定資産	44,916	純 資 産 の 部	
の れ ん	42,123	株 主 資 本	111,151
その他の無形固定資産	2,792	資 本 金	21,894
投資その他の資産	29,841	資 本 剰 余 金	20,500
投資有価証券	2,295	利 益 剰 余 金	68,758
長期貸付金	554	自 己 株 式	△2
繰延税金資産	4,211	その他の包括利益累計額	△236
退職給付に係る資産	111	その他有価証券評価差額金	△77
敷金及び保証金	19,144	退職給付に係る調整累計額	△159
その他の投資その他の資産	5,168	非支配株主持分	88
貸倒引当金	△1,644		
繰延資産	15	純 資 産 合 計	111,003
株式交付費	15		
資産合計	193,451	負債純資産合計	193,451

連結損益計算書

(2019年5月1日から
2020年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	292,615
売上原価	245,753
売上総利益	46,861
販売費及び一般管理費	30,793
営業利益	16,068
営業外収益	1,226
受取利息	55
受取配当金	37
受取手数料	25
その他	1,108
営業外費用	472
支払利息	63
その他	408
経常利益	16,822
特別利益	835
固定資産売却益	36
その他	799
特別損失	1,727
固定資産除売却損	916
減損損失	263
店舗休止損失	97
その他	449
税金等調整前当期純利益	15,930
法人税、住民税及び事業税	6,648
法人税等調整額	81
当期純利益	9,201
非支配株主に帰属する当期純利益	21
親会社株主に帰属する当期純利益	9,179

連結株主資本等変動計算書

（2019年5月1日から
2020年4月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年5月1日期首残高	21,894	20,500	61,526	△2	103,920
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,948		△1,948
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,179		9,179
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	7,231	－	7,231
2020年4月30日期末残高	21,894	20,500	68,758	△2	111,151

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019年5月1日期首残高	△6	△59	△65	67	103,922
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,948
親会社株主に帰属する 当期純利益					9,179
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△71	△99	△170	21	△149
連結会計年度中の変動額合計	△71	△99	△170	21	7,081
2020年4月30日期末残高	△77	△159	△236	88	111,003

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 54社
- ・連結子会社の名称 株式会社アインファーマシーズ
株式会社ダイチク
株式会社あさひ調剤
株式会社西日本ファーマシー
株式会社葵調剤
株式会社コム・メディカル
土屋薬品株式会社
株式会社ホールセールスターズ
株式会社メディウエル
株式会社アユララボラトリーズ
D A Z Z SHOP株式会社
シダックスアイ株式会社
ほか調剤薬局事業会社42社

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社はありません。
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。
- ・主要な関連会社の名称 主要な関連会社はありません。
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない関連会社は、小規模であり、連結純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において株式取得により連結子会社となりました調剤薬局事業会社2社ほか2社を当連結会計年度から連結の範囲に加えております。

また、子会社間の合併により調剤薬局事業会社15社ほか2社が消滅、株式売却により調剤薬局事業会社1社を連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社アインファーマシーズ、株式会社メディウエル及び株式会社アユーララボラトリーズの決算日は4月30日であります。また、調剤薬局事業会社に、1月31日決算が5社、2月末日決算が5社、その他連結子会社の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在または本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・調剤薬品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法）

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用

定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念先債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充当するため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. ポイント引当金

販売促進を目的として、顧客に付与された購買ポイントの使用に備えるため、過去の使用率に基づき、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の「退職給付に係る調整累計額」に計上しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積もり、5～20年間の均等償却を行っております。

ハ. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の投資その他の資産」に計上し、均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 22,877百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	35,428千株	一千株	一千株	35,428千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	0千株	一千株	一千株	0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年7月30日開催の第50回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,948百万円
- ・1株当たり配当額 55円
- ・基準日 2019年4月30日
- ・効力発生日 2019年7月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年7月30日開催の第51回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 1,948百万円
- ・1株当たり配当額 55円
- ・基準日 2020年4月30日
- ・効力発生日 2020年7月31日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、調剤薬局及びコスメ&ドラッグストアの出店及びM&Aにより、事業拡大を推進しております。

出店に必要な資金は、主に営業キャッシュ・フローの範囲で調達しておりますが、M&A資金等臨時的な資金を確保するため、銀行借入のほか必要に応じて公募増資等により調達し、流動性の高い金融資産により運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、そのほとんどが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対する調剤報酬債権であるため、また、未収入金は、そのほとんどが短期間のうちに回収されるため、留意すべきリスク等はありません。

投資有価証券は、そのほとんどが満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として調剤薬局及びコスメ&ドラッグストアの賃貸人に対する預託金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び負債のその他に含まれるファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の主要な営業債権は、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対する調剤報酬債権であるため、また、未収入金は、そのほとんどが短期間に回収されるため、当該リスクに係る特段の管理は行っておりません。

貸付及び満期保有目的の債券は、貸付金運用基準及び有価証券運用基準に基づき、運用先、運用額等を社内検討の上、慎重に決定しており、また、運用開始後においては運用先の状況を定期的にモニタリングすることにより、回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

敷金及び保証金は、契約時及び定期的な信用調査等による与信管理を行い、約定不履行等のリスクを管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、長期借入金を主体とした借入を行っております。

投資有価証券については、非上場の発行会社については、定期的に財務状況等を把握し、上場会社については、市況及び取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
 当社グループは、年間設備投資予算を基礎とした資金繰計画を作成し、毎月実績及び
 予定を更新することにより、流動性リスクを管理しております。

また、M&A等による臨時的資金需要についても機動的に対応するため、一定の流動
 性水準を確保することとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の
 とおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には
 含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	46,321	46,321	—
(2) 受取手形及び売掛金	13,653	13,653	—
(3) 未収入金	8,997	8,997	—
(4) 投資有価証券	978	976	△1
(5) 敷金及び保証金	19,144		
貸倒引当金(※)	△54		
	19,090	18,956	△133
資産計	89,041	88,906	△135
(1) 買掛金	47,187	47,187	—
(2) 短期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	3,642	3,644	1
(3) 預り金	13,094	13,094	—
(4) 長期借入金	2,432	2,434	1
負債計	66,356	66,360	3

(※) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 未収入金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としており
 ます。

- (4) 投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券は取引金融機関から提示された価格また
 は約定期間に基づく返還額に対し、与信管理上の信用リスクを加味し、適切な利率を割
 り引いた現在価値を時価としております。

(5) 敷金及び保証金

約定期間に基づく返還額に対し、与信管理上の信用リスクを加味し、適切な利率で割り引いた現在価値を時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 預り金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。ただし、短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金については、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しております。

(4) 長期借入金

同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しております。

(注) 2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額1,317百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「資産(4) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,130円77銭
(2) 1株当たり当期純利益	259円11銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しており、現時点で重要な影響を及ぼすことはないと判断しております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、ファーマシー事業においては処方日数の長期化による処方箋枚数の減少等、リテール事業においては外出自粛による消費マインドの冷え込み等が本年7月まで続くと想定するとともに、インバウンド需要は次期事業年度には回復しないと仮定して、会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多く、次期事業年度の当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	47,702	流 動 負 債	45,901
現金及び預金	30,320	短期借入金	41,659
貯蔵品	0	一年内返済予定の長期借入金	3,567
前払費用	468	未払金	403
短期貸付金	15,147	未払法人税等	67
未収入金	1,756	賞与引当金	65
その他の流動資産	10	役員賞与引当金	11
		その他の流動負債	127
固 定 資 産	73,607	固 定 負 債	2,377
有 形 固 定 資 産	1,499	長期借入金	2,124
建物及び構築物	975	退職給付引当金	15
工具、器具及び備品	83	その他の固定負債	236
土地	440		
その他の有形固定資産	0	負 債 合 計	48,278
無 形 固 定 資 産	889	純 資 産 の 部	
商標権	277	株主資本	73,130
ソフトウェア	282	資本金	21,894
その他の無形固定資産	329	資本剰余金	22,006
投資その他の資産	71,219	資本準備金	20,084
投資有価証券	1,734	その他資本剰余金	1,921
関係会社株式	64,425	利益剰余金	29,231
繰延税金資産	1,284	その他利益剰余金	29,231
敷金及び保証金	3,090	別途積立金	3,200
その他の投資その他の資産	683	繰越利益剰余金	26,031
		自 己 株 式	△2
		評価・換算差額等	△82
繰 延 資 産	15	その他有価証券評価差額金	△82
株式交付費	15	純 資 産 合 計	73,047
資 産 合 計	121,326	負 債 純 資 産 合 計	121,326

損 益 計 算 書

（2019年5月1日から
2020年4月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営 業 収 益	10,339
売 上 総 利 益	10,339
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,882
営 業 利 益	5,456
営 業 外 収 益	567
そ の 他	567
営 業 外 費 用	246
支 払 利 息	125
そ の 他	120
経 常 利 益	5,777
特 別 利 益	223
退 職 給 付 信 託 設 定 益	223
特 別 損 失	524
固 定 資 産 除 却 損	285
投 資 有 価 証 券 評 価 損	218
そ の 他	19
税 引 前 当 期 純 利 益	5,477
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8
法 人 税 等 調 整 額	2
当 期 純 利 益	5,466

株主資本等変動計算書

(2019年5月1日から
2020年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			資本剰余金 合計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
2019年5月1日期首残高	21,894	20,084	1,921	22,006	3,200	22,513	25,713	△2	69,611	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△1,948	△1,948		△1,948	
当期純利益						5,466	5,466		5,466	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	3,518	3,518	—	3,518	
2020年4月30日期末残高	21,894	20,084	1,921	22,006	3,200	26,031	29,231	△2	73,130	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年5月1日期首残高	△7	△7	69,603
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,948
当期純利益			5,466
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	△74	△74	△74
事業年度中の変動額合計	△74	△74	3,443
2020年4月30日期末残高	△82	△82	73,047

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法） |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法） |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ④ 長期前払費用 | 定額法 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念先債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与に充当するため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により処理しております。 |

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定率法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付償却期間（3年）にわたり均等償却しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の投資その他の資産」に計上し、均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 749百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 15,778百万円

② 短期金銭債務 41,664百万円

③ 長期金銭債務 54百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益 10,339百万円

② 販売費及び一般管理費 2百万円

③ 営業取引以外の取引高 357百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	0千株	一千株	一千株	0千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減損損失	253百万円
賞与引当金限度超過	20百万円
退職給付引当金限度超過	4百万円
繰越欠損金	50百万円
会社分割に係る関係会社株式	1,123百万円
その他	158百万円
繰延税金資産小計	1,611百万円
評価性引当額	△281百万円
繰延税金資産合計	1,330百万円

(繰延税金負債)

除去費用資産	△4百万円
前払年金費用	△40百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△45百万円
差引：繰延税金資産純額	1,284百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 アインファーマシーズ	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	2,841	—	—
				資金の貸付 (注) 2. 3.	4,620	短期貸付金	12,864
				受取利息 (注) 2. 3.	54	—	—
子会社	株式会社あさひ調剤	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	345	未収入金	109
				資金の借入 (注) 2. 3.	4	短期借入金	15,742
				利息の支払 (注) 2. 3.	39	—	—
子会社	株式会社 ホールセールスターズ	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	844	—	—
				資金の借入 (注) 2. 3.	1,681	短期借入金	10,397
				利息の支払 (注) 2. 3.	29	—	—
子会社	株式会社ダイチク	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	158	—	—
				資金の借入 (注) 2. 3.	547	短期借入金	5,740
子会社	土屋薬品株式会社	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	131	—	—
				資金の借入 (注) 2. 3.	2,202	短期借入金	3,002
子会社	株式会社 西日本ファーマシー	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	資金の借入 (注) 2. 3.	809	短期借入金	2,274
子会社	有限会社エスポワール	間接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	資金の借入 (注) 2. 3.	102	短期借入金	1,110

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ間の仕入及び経営指導の条件等については、市場相場等を参考として決定しております。
2. グループ間の資金貸借については、市場金利を参考として利率を決定しております。
3. グループ間の資金貸借に係る取引額については、当事業年度での純増減額を記載しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,061円88銭
- (2) 1株当たり当期純利益 154円31銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性、関係会社株式の評価等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しており、会計上の見積りにつきましては、現時点で重要な影響を及ぼすことはないと判断しております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、ファーマシー事業においては処方日数の長期化による処方箋枚数の減少等、リテール事業においては外出自粛による消費マインドの冷え込み等が本年7月まで続く想定するとともに、インバウンド需要は次期事業年度には回復しないと仮定して、会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多く、次期事業年度の当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社アインホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板 垣 博 靖 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 本 岳 志 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アインホールディングスの2019年5月1日から2020年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アインホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社アインホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板垣博靖	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴本岳志	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アインホールディングスの2019年5月1日から2020年4月30日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月30日

株式会社アインホールディングス監査役会

常勤監査役 川 村 幸 一 ⑩

社外監査役 居 林 彬 ⑩

社外監査役 村 松 修 ⑩

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

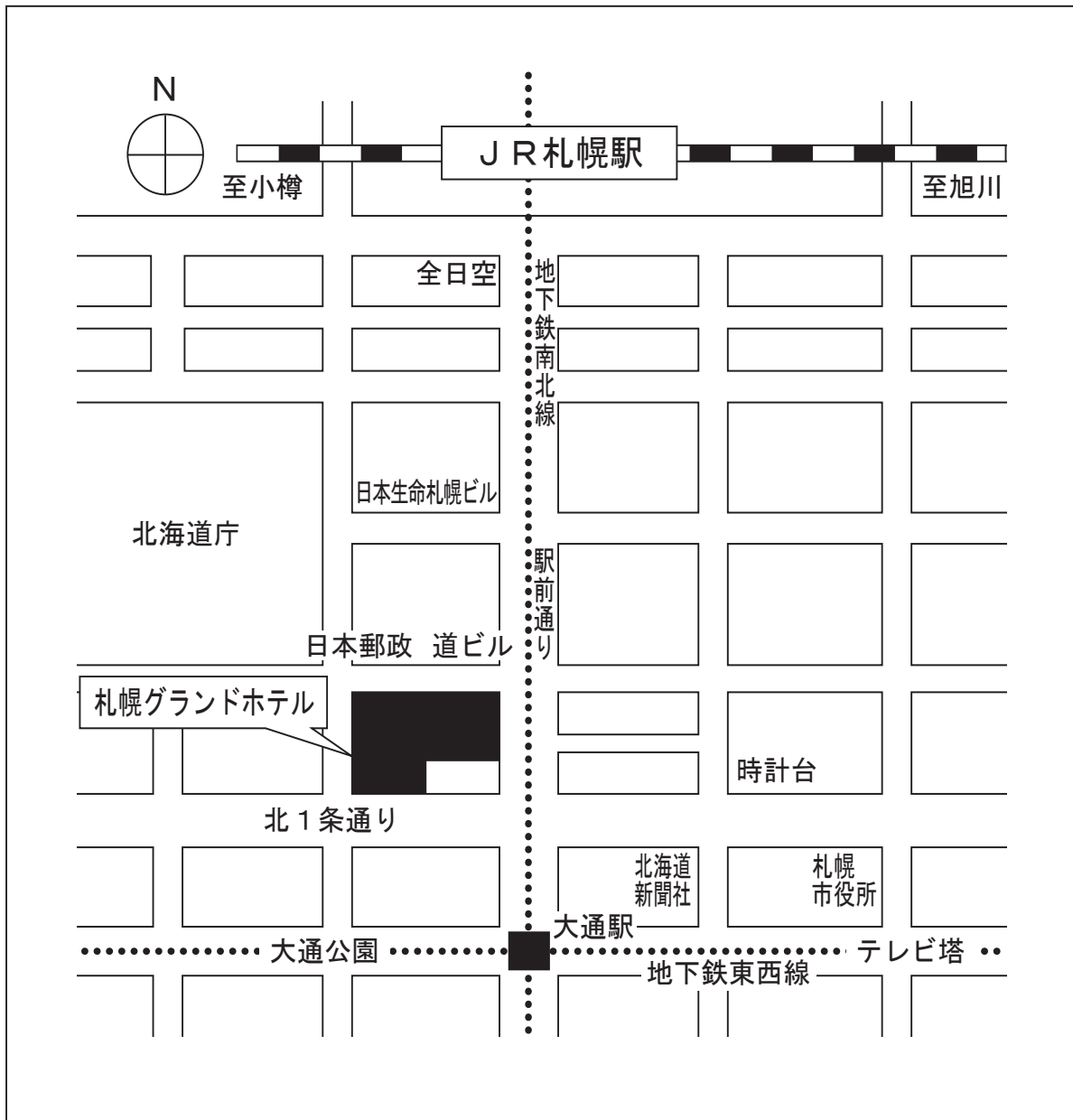
メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図



【交通機関】

J R札幌駅より徒歩約10分

地下鉄（南北線、東西線）大通駅より徒歩約5分

（当日は駐車場の混雑も予想されますので、公共交通機関等をご利用願います。）

札幌グランドホテル

2階「グランドホール」

札幌市中央区北1条西4丁目

Tel. 011 (261) 3311 (代)